

立山開山縁起に関する覚書

——放鷹の性格を中心に——

木本秀樹*

はじめに

立山開山に関わる各縁起には、佐伯有頼（あるいは有若）が鷹（あるいは白鷹）を追って、山中深く入り行くさまが記されている。また近世の諸写本には、有頼が山中で熊に遭遇して矢を射るものの、それが阿弥陀如来に顕現したり、鷹が不動明王や刀尾天神となることが記されているものもある。

この中で熊や鷹に関する記述については、これまで垂迹等の問題で比較的論及されることが多いものの、鷹そのものの性格については、あまり触られていないのが現状である。これは史料の僅少さとともに、あくまでも伝承としての史料的性格に起因し、その性格を規定することが難しいことによるものと考えられるからである。

また開山縁起にみえる内容が、ともすると諸々の史実と混同されてきた感が否めないばかりか、以下に挙げる各縁起問にも史料的性格に大きな異同の存することが指摘できるからである。そこで本稿では、伝承の背景となる鷹の構成要素がいかなるものであるかを中心に検討を加え、そこにかいま見ることのできる歴史像を些かなりとも提示することができればと考える。

一方、越中古代史の観点からみると、新川郡の歴史像は各々に記されてはいるものの、史料の残存状況から他郡に比して詳かにし得ない面が少なくない。そこで近世史に関して門外ではあるが、現存する史料から少しでも遡って前代の実像に迫ることができればと思うものである。また史料間の時系列的な差異から、それらを操作上直接結び付けて考察していくことはかなり難しいが、このことを始めに御寛恕を得て、憶測に終始することとしたい。

1

まず、各史料にみえる鷹の表現について次に挙げてみる。

*富山県 [立山博物館] 学芸課長

(1) 『伊呂波字類抄』十卷本 四

立山大菩薩

頭給本縁起、越中守佐伯有若之宿祢、仲春上旬之比、為鷹獵之、登雪高山之間、鷹飛空失畢、為尋求之、深山之次、熊見射殺、(略)

(2) 『和漢三才図会』卷之六十八

(略)

立山大権現 在新川郡

(略)

彼山伝記曰、文武天皇大宝元年二月十六日夜、帝夢阿弥陀来枕頭曰、自今令四糸大納言有若領越中国、国家当安穩也、覺乃勅有若為越中国司、而有若卿同嫡男有頼移住当国保伏山、一日自辰巳方白鷹飛来止于脚拳喜愛育之、既而有頼請於父、為鷹野遊時、俄翦去、東西求之、而不還来、(略)

ところで、(1)(2)の二史料は立山開山にまつわる縁起の初源的な形態を留めるものとして、夙に著名なものであるが、(1)では鷹が飛び立ってしまい、それ以後登場しなくなるのに対して、(2)では刀尾天神の化身となる。また(2)が正徳年間を前後する時期に刊行されたことや「彼山伝記曰」とあることから、この伝記の内容がおそらく中世にまで遡ることも十分考えられ、それ以降の諸史料の原形となった可能性もあるものと思われる。(2)以降の史料とは、近世段階で書写されたものであり、古記録として掲載され¹⁾、その後新たに数点の確認がなされている。ただ、(1)(2)とこれら史料では、性格的に異同の存することが窺われることはいうまでもない。

これは、前二者の収載当該巻が全国の同様の説話を収集したものであるのに対して、後者が近世の段階で各宿坊等におけるそれまでのものを伝写したり、加賀藩へ提出するとともに、多分に唱導として布教に用いられていたという性格を有していると想定されるからである。ただこうした観点に関しては、今後研究の余地が多く存在するとともに、約600年ほどの時代差を持つ歴史的背景の相違を十分考慮しなければならないことは、いうまでもないことである。さらに、これら全てを「立山開山縁起」という呼称で括ることにも、慎重を要するであろう。

また、こうした説話が単に一系統にのみ伝承されるものではなく、内容的に複数に分岐して伝播していった様子が窺われるとともに、その用途もかならずしも一様ではないことが考えられるものの、本旨とする鷹の放逸に関する大意においては、ほぼ一致する

と想定してもよいであろう。

そこで次に、近世段階で書き継がれた主な開山縁起にみられる放鷹の場面につき、その相違を逐次取り挙げてみよう。まず、『立山縁起』(延命院本)では、「(略)捨田之時、^(檢)申請父鷹、_、數日捨田間、彼鷹俄指_レ南、遙翔_レ山、(略)」とある。また『立山小縁起』(雄山神社本)では、「(略)檢田之暇、有若卿獲_レ希有之白鷹、而養得焉、有頼君請_レ之、以出_レ郊外、然彼鷹、不_レ囟、翎飛_レ東南天、(略)」とあり、有頼が父有若に事由を話したものの、有若が怒って「白鷹者神物」であると言っている。この二本では、「鷹」や「白鷹」といった表現の相違がみられるものの、これが不動明王の化身であるとしている点では共通している。『立山大縁起』(泉蔵坊本)でも、ほぼ同様の表現が随所にみられるとともに、『立山大縁起』と称する日光坊本と権教坊本が同内容であるものの、泉蔵坊本との間には、表現的に若干の相違をみせているのである。

さらに『立山略縁起』(権教坊旧蔵本)では、刀尾天神が鷹となり、有頼が高山に登るとき、この鷹の跡を志したとあり、『立山略縁起』(相真坊旧蔵本)でも「白羽の鷹」を信心の対象とする旨の夢告があり、日本六十余州を鷹狩したものの、それを得ることができなかったが、ある日有若の右手にこの白羽の鷹が止まり、その後これを寵愛して携えてよく遊獵したとある。ともに深山に分け入り、窟でこの鷹が不動明王の化身となったとあるのである。

以上、詳細は省くこととするが、内容的に相違する部分はいくつかあるものの、縁起のモチーフとなるものは、ほぼ共通していることがわかる。また「白鷹」と「鷹」といった表現の違いはあるが、ともに神仏の化身であり、神聖視している点でも相通じるものである。ところで本稿では、近世のこうした縁起の内容につき、(1)(2)よりも抄述したが、これは史料批判の立場から、伝写の過程で少しずつ脚色されていったことが窺われるのは当然であり、翻って史料的に遡上できる内容のものが原形態に近く、さらに上述したように、本稿の趣旨に合致するものと考えたからにほかならないことを付記しておく。

2

これら縁起に登場する鷹の性格については、すでに廣瀬誠氏の先駆的研究があり、これがほとんど唯一のものである²⁾。以下、氏の観点について関係部分を抄述すると次のようになる。

- ① 白鷹を追う話と熊を追う話は本来別々であったが、それが結合されたこと。

- ② 『類聚既驗抄』には鷹が登場せず、一貫して熊のみであるが、これが開山伝説の最初の姿であったこと。
- ③ 『古事記』にあるように、倭建命の神霊が白鳥となって空に飛び、降りたところに陵を築いた説話や垂仁記に鶴のあとを追跡して国々を巡歴したものなども、この放鷹と同様の考え方が反映していること。
- ④ この神霊追跡巡行の物語に鷹狩の要素が加わっているが、これは山の民ではなく武門の貴族の遊びであること。
- ⑤ 大伴宿禰家持の蒼鷹を放逸した『万葉集』巻十七の長歌(4011)や巻十九の家持が愛育した白鷹の長歌(4154)が、白鷹追跡の伝承と暗合すること。
- ⑥ 立山と片貝川を詠んだ巻十七の立山賦(4000)は、片貝川のほりにあったとされる佐伯有若の布施館を彷彿させ、ここを起点に白鷹を追跡したこと、また大伴宿禰、佐伯宿禰はともに同族の間柄であることから、立山縁起の生長潤色の過程で、『万葉集』が何らかの影響を与えなかったとは、言い切れないこと。

鷹の性格に関する観点は、以上がその主なものである。この中で、廣瀬氏が指摘された視点は、まさに当を得たものと私も考えている。特に⑤⑥の観点は、背景は異なるものの、越中守として赴任した家持に、延喜5年に越中守として在任した有若の存在³⁾を重ね合わせていることを想定させるものであり、その符合する内容には少なからず、驚かされるものでもあろう。

また国府所在郡は、(現時点で射水郡以外に求めることは難しいが)家持、有若両者において射水郡と新川郡とでまったく異なるものの、布施館(新川郡)を国司館に見立てていること、そして延喜5年に越中守として在任した有若の存在は、かなりなものであったものとみえ、当時何らかの特筆すべき事蹟があったがゆえに、こうした縁起にその名を留めることになったものとして、夙に強調されるべきものであろう。さらに一例として、布施館は国衙ではなく、新川郡における何らかの公的施設(たとえば郡衙や駅家など)の存在を暗示するものともいえるなど⁴⁾、各説話によって種々異同があり、時間差や伝播の過程などいくつかの系統による伝承の経緯が想定されるものの、大意はほぼ同様のものと考えてよいであろう。

3

ところで上述の廣瀬氏の見解の中でも、私は③について特に注視すべきものと考え、以下に若干の卑見を提示してみたいと思う⁵⁾。これは『古事記』中巻・景行天皇段に、倭

建命が有名な「倭は 国のまほろば」などの歌を詠ったのち、薨去して白鳥となって天を翺けていき、后や御子がそれを追いかけて、降りた所に御陵を築いたというものである⁶⁾。そして、河内国志幾に作った御陵を白鳥陵と名付けているのである。また『日本書紀』巻第七・景行天皇四十年是歳条においても、これとよく似た内容の説話を掲載している。まさに白鳥に神霊が宿り、それを追いかけていくさまは、白鷹のモチーフと軌を一にするものである。

また『日本書紀』巻第八・仲哀天皇元年閏十一月戊午条によると、父（日本武尊）を偲んで越国から白鳥四隻を貢上させた天皇が、異母弟の藍髮蒲見別王がそれを強奪してしまったため、兵を発して殺したとある。そしてこれは、弟が父に対して礼を失したこと起因するものであるとしていることも興味深い。しかし、私は次に引用する『日本書紀』巻第六の各記事も重要であると考えている。

- (1) 詔群卿曰、訾津別王、是生年既卅、髡髮八拘、猶泣如兒、常不言何由矣、因有司而議之、(垂仁天皇二十三年九月丁卯条)
- (2) 天皇立於大殿前、訾津別皇子侍之、時有鳴鶴、度大虛、皇子仰觀鶴曰、是何物耶、天皇則知皇子見鶴得言而喜之、詔左右曰、誰能捕是鳥獻之、於是鳥取造祖天湯河板拳奏言、臣必捕而獻、即天皇勅湯河板拳(板拳、此云挖儺)曰、汝獻是鳥、必敦賞矣、時湯河板拳遠望鶴飛之方、追尋詣出雲、而捕獲、或曰、得于但馬国、(同年十月壬申条)
- (3) 湯河板拳獻鶴也、訾津別命弄是鶴、遂得言語、由是、以敦賞湯河板拳、則賜姓而曰鳥取造、因亦定鳥取部、鳥養部、訾津部、(同年十一月乙未条)

この中で、垂仁天皇の皇子訾津別が言語障害に陥っていたが、鶴が飛んできて皇子があれば何かと初めて口をきいたので、天皇が喜んで天湯河板拳に鶴を捕らえてくるよう命じた。天湯河板拳が鶴を捕らえてきて、皇子がそれと遊ぶようになると、口がきけるようになり、天皇は天湯河板拳に鳥取造の姓を授け、鳥取部、鳥養部、訾津部を定めたのであるという。

ところが『古事記』中巻・垂仁天皇段では、鶴を捜し求めていったのが山辺大鷲であり、木国、針間国、稻羽国、且波国、多遲麻国、近淡海国、三野国、尾張国、科野国と巡歴して、遂に高志国の和那美水門に網を張って鶴を捕獲したことになる。しかし、皇子はこの鶴を見ても何ら語る事がなかったという。この中で、『古事記』本文中の大鷲の註書には「此は人の名なり、」として、鷹狩で用いる大鷹と誤らないように特に区別して記しているのである。

ところで『和名類聚抄』卷十八では、大鷹について次のように記している。まず、一歳の鷹を「黄鷹」（俗名：わかたか）、二歳を「撫鷹」（同：かたかへり）と呼称し、三歳を「青鷹・白鷹」として、この説明に「今按青白隨色名之、俗説鷹白者不論雌雄皆名之良太賀、不論青白大者皆名於保太加、小者皆名勢宇、漢語抄用兄鷹二字為名、所出未詳、俗説雄鷹謂之兄鷹、雌鷹謂之大鷹也、」としている。まさに、上述の家持の蒼鷹や白鷹の和歌を連想させるとともに、この説明から青鷹－白鷹－大鷹を一連のものとして想起させるものがある。

また、『古事記』の説話に登場する和那美（わなみ）とは、網網（わなあみ）のことで、この場合、鷹と網を使って鶴を追い込んで捕獲したものである。本居宣長は、この和那美水門について所在不明であるとしながらも、「今越中国射水郡に、くぐの湊と云ありて、そのあたりに鳥取村と云ありとぞ、⁷⁾」として、このことに言及している。これは、現在の新湊市久々湊、大島町鳥取に比定されるが、いずれにしてもこれらが和那美水門の故地であるとする論拠にはならないものの、有力な候補地と考えられよう。特に廣瀬氏は、この点に関して放生津潟に隣接する久々湊はググヒの港、すなわち白鳥の飛来する港で、そこに隣接する旧鳥取村があることは、かつてここに鳥取部が居住し、白鳥の捕獲飼育に当たっていた可能性を示すものともされているのである⁸⁾。

ところで鳥取造氏や上記の部民などは、白鳥を捕獲したことにより、名付けられたと一般的に考えられているが、特に神話に関する研究の立場では、こうした説話の中から様々な歴史的諸事象を掘り起こそうとする試みがなされている⁹⁾。たとえば、品牟都和氣命（登津別命）は、『古事記』中巻・垂仁天皇段によれば、火の中から誕生したことにより命名されたとあり、その養育に当たったのが大湯坐、若湯坐であることから、そこに万物の根源としての火、そして冶金や精錬に係る火と湯の存在が窺われる。

また天湯河板拳命の「湯」の名称や(2)にあるように、白鳥の捕獲地が金属生産で著名な出雲であること、さらに詳細は省くが、命が転々とする各地の地名が天日槍伝承に登場する地名とかなりの一致を見ること、記紀の記述からくる垂仁朝における鉾山開発との関連なども指摘されている。そして山辺大鸛の山辺を山部の存在と結び付けて考え、山地の資源開発に携わったことも想定されるのである¹⁰⁾。

さらに、『古事記』中巻・垂仁天皇段に「鳥取の河上宮」（和泉国）で劔一千口を製作し、石上神宮に奉納した垂仁天皇皇子印色入日子命（五十瓊敷命）の説話、そして状況証拠ではあるが、全国の鳥取神社や鳥取郷などの比定地と現在確認されている鉾山や鉾脈等との関わりから、鳥取造氏が金属生産の技術を有していたことが夙に指摘されている。特に一例を挙げると、河内国大泉郡に鳥取郷と鳥坂郷の存在とともに、式内金山彦

神社、金山媛神社の存在が窺われ、さらに周辺に製鉄関連遺跡が所在することでも著名であり、これら相互の関連性から同氏の性格が彷彿としてくるのである¹¹⁾。

4

そこで、次に『和名類聚抄』巻七の越中国新川郡の郷名を挙げる。

越中国第百

(略)

新川郡

長谷 志麻^志 石勢^勢 大荆^荆 大部 車持 鳥取 布留 佐味^味 川枯

(略)

この中で注目すべきことは、新川郡に鳥取郷の存在が窺われることである。高山本では、「今亡」とする。またこの訓につき、和泉国日根郡の同名郷は、「止利」としてしている。同郷の比定地は、表記の順序から、比較的比定の可能な丈部郷と佐味郷の間に位置した可能性が考えられることから、早月川以東、片貝川以西とする見解もあるが¹²⁾、現段階では詳かではない。ただいずれにしても、先に挙げた現在の大島町鳥取の地名とともに、新川郡に鳥取郷の存在を確認することのできることは、興味深いものがある。それでは、上述した金属生産の技術と鳥取造氏やその部民との関係がはたして、新川郡においても確認することができるであろうか。現時点で、十分な史料操作による論理展開は不可能であり、時代を越えた中で関連する事象をいくつか抽出することができるので、以下に挙げることにしたい。

まず、金山彦神、金山媛神を祀る神社が県内に広がりを見せているが、中でも大山町亀谷の神明社には、銀山発見にまつわる由緒が伝わっている。また魚津市鉢の八幡社の祭神は菅津別命であり、旧松倉鉱山の鉱脈に連なる同村落の氏神であったという由緒もあるのである。さらに、『日本書紀』神代上の天石窟の一書では、石凝姥が冶工として天香山の金を採掘して日矛を作ったという説話があるが、宇奈月町中ノ口の石動彦神社の祭神が石凝姥であることも興味あることである。

また先の鳥取造氏の伝承との関係でいえば、白鳥そのものが同族内におけるいわば精神的支柱ともいえるべき存在であり、後世に語り伝えられていったものであろうが、いずれにしても白鳥の存在は、本来の同氏の職掌は別としても、氏族にとって不可分のものであったことは想像に難くない。そこで次に白鳥に関してみていくと、婦負郡には式内

白鳥神社があり、その論社の存在もいくつか窺われるが、黒部市荒俣に白鳥神社があることは注目すべきと考える。この地は、かつての「越湖」の浜の存在が知られるとともに、先の放生津瀉と同様に瀉湖を形成していたと推定されるところである¹³⁾。さらに廣瀬氏も指摘される如く、富山湾岸にこうした瀉湖があり、冬期になると白鳥など野鳥の越冬繁殖地となっていたのであり¹⁴⁾、同地が白鳥の飛来地と関連付けて考えることも可能となろう。

特にこれまで挙げてきた新川郡の関係地の中でも、現在の魚津市、黒部市から南東に至る諸地域は、まさに立山登拝やそのゆかりの地にほかならず、放鷹伝承の背景にこうした事象が関係していることも十分考えられるものである。

おわりに

本稿では、放鷹という観点から覚書として記したものであるが、すでに鎌倉時代初期には成立していた『伊呂波字類抄』十巻本にこの放鷹の存在が知られることは、その後の同開山縁起に与えた影響の大きさを示すとともに、遅くとも平安時代後期には成立していたであろうこうした内容が、上述の越国と関係の深い白鳥伝承や鳥取郷の存在、さらにはそれに関係する事象と繋がりのあることを窺わせるものである。いわば白鷹は、未知なるものへの遭遇の導きであり、聖鳥として象徴化されたものであったというべきであろう。そしてそれは、上述の白鳥伝説に求めようとした勢力によって鷹狩という形態に変わって縁起に残されたということもいえるのではなかろうか。

また白鷹の白は、白鹿、白鳩、白雀、白雉、白鳥、白鶴をはじめ古代における鳥獣の中でも珍重され、時に儀制令に規定された祥瑞として年号の採用にも関わるほど神聖にして重要なものであった。『統日本紀』天平十一年正月一日条によれば、「(略)越中国献白鳥、」とする記事があり、中央政府に驚きを持って迎えられるとともに、越国の異郷性を示す様々な史料などから、原立山開山伝承成立の背景にこうした性格が内在していたと考えることは偏向に過ぎるであろうか。

さらに先の五十瓊敷命や五十日足命など、「五十」と名付く諸神の伝承は製鉄と関係が深いと言われているが¹⁵⁾、新川郡にこうした存在が窺われるとともに、中世における鋳物師の存在も注視すべきである。特に新川郡は越中国の中でも鉱山が多く、良質の褐鉄鉱の産出地として認識されているが、私はこうした鉱山の開採が何らかのかたちで立山開山縁起と結び付いたのではないかと憶測している。ただ本来ならば、このことを史料を通して立証すべきであるが、今は問題の提起とするに留めておくこととしたい。

註

- 1) 『富山県史 史料編Ⅰ 古代』(富山県 1970)、『越中立山古記録(Ⅲ・Ⅳ)』(桂書房 1992)。
- 2) 「熊と白鷹－立山開山の縁起と伝承」(『立山黒部奥山の歴史と伝承』所収 桂書房 1984)。以下特に断らない限り、廣瀬氏の研究は同書による。
- 3) 延喜五年七月十一日「佐伯院附属状」(随心院文書 『富山県史 史料編Ⅰ 古代』所収)。
- 4) この点に関しては、拙稿「立山開山縁起にみえる布施院について－その史的解釈に関する覚書－」(『富山県立山博物館研究紀要』2)を参照のこと。
- 5) 本稿の骨子に関しては、「神々と鉦脈」(『万華鏡』64 ふるさと開発研究所 1997)にすでに抄述している。本来なれば本稿を提示することが先例であるが、刊行の都合上前後したことをお断りしておきたい。
- 6) この白鳥に関する研究は、神話や記紀研究の立場から枚挙に遑のないほど多くのものがあるが、主な関係するものを挙げると次のようになる。和田義一「記紀の鶴と白鳥」(『古事記年報』21)、阪下圭八「ホムツワケの物語」(『東京経済大学人文自然科学論集』58)、志田淳一「ヤマトタケルの東征物語と上毛野氏の伝承」(『歴史評論』148)、松前健「ヤマトタケル伝承の成立」(『立命館文学』435)、西郷信綱「ヤマトタケルの物語」(『古事記研究』所収 未来社 1973)、谷川健一『白鳥伝説』(集英社 1986)、上村くにこ『白鳥のシンボリズム』(御茶の水書房 1990)、上田正昭『日本武尊』(吉川弘文館 1987)。また芦野泉氏が『白鳥の古代史』(新人物往来社 1994)を刊行し、本論に関する観点から様々に提示するとともに、その中で関係文献を詳細に挙げているので、参照されたい。
- 7) 『古事記伝』。諸説は宣長の見解を踏襲しているが、芦野泉氏は9)西尾肇編後掲書の中で、越前国日野川に当てる説を述べている。
- 8) 「越中の鳥取」(『東アジアの古代文化』36)。
- 9) 鳥取造氏に関しては様々な角度から触れられているが、本論の観点からの研究については、主に次のようなものが挙げられる。志田淳一「鳥取造」(『古代氏族の性格と伝承』所収 雄山閣 1972)、山本博『竜田越』(学生社 1971)、同『古代の製鉄』(学生社 1975)、西尾肇編「特集 全国鳥取地名考」(『紙魚』5)。なお、山本昭『謎の古代氏族鳥取氏』(大和書房 1987)では、こうした観点からの考察が試みられて興味深いとともに、関係文献を適宜挙げているので参照されたい。

- 10) 9) 山本昭氏前掲書の各章において叙述。
- 11) 9) 山本昭氏前掲書。
- 12) 『富山県の地名』(平凡社 1994)の新川郡「鳥取郷」の項。
- 13) 最近の研究として、永井宗聖「幻の越之湖」(『富山史壇』127)があり、古絵図等をもとに越湖の範囲を想定している。
- 14) 8) 前掲論文参照。
- 15) 9) 山本昭氏前掲書参照。